

綾川町許可第 13 号

株式会社 MCS

代表取締役 竹内 裕一 様

綾川町一般廃棄物収集運搬業許可書

一般廃棄物収集運搬業を行うことを次のとおり許可します。

令和 5 年 3 月 16 日

綾川町長 前田 武俊



許 可 番 号	綾川町許可 第 13 号
許 可 期 限	令和 5 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日
一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
区 域	綾川町全域
その他の条件	<ol style="list-style-type: none">1. 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れる恐れのない運搬車、運搬容器その他運搬施設を有し、運搬すること。2. 可燃ごみの処理については、高松市西部クリーンセンターにおいて処理すること。3. 動植物性残渣、汚泥、木くず、水草の処理については自社の処分場において処理すること。4. 運搬車輛に綾川町許可番号を表示すること。5. 収集・搬入の月報を作成し、翌月報告すること。